



# 埼玉県報

第 2956 号  
平成 29 年(2017 年)  
11 月 28 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（消費生活課）

### 告示

- 埼玉県川口地方庁舎ほか 17 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 宅地建物取引士の聴聞（建築安全課）
- 県道新倉蕨線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規 則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十九号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

「第六十六条第七項」を「第六十六条第六項」に改める。

別記様式（表）中「同条第六項」を「同条第五項」と改め、「立入検査」の次に「及び質問」を加え、同様式（裏）中「この条において」を「且ら」「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」と、「6 第一項」を「5 第一項」と、「7 第一項」を「6 第一項」と、「第五項」を「第四項」と、「8 第一項」を「7 第一項」と、「規定を第六項」を「規定を第五項」と、「第七二条」を「第七一条」と、「100万円以下の罰金に処する」を「6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と、「(10)」を「(3)」と、「同条第六項」を「同条第五項」と、「忌避した者」を「忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」と、「(11)」を「(4)」と改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか17施設で使用する電気 予定使用電力量1,235,259  
キロワット時（電灯908,209キロワット時及び動力327,050キロワット時）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

各需要場所について、平成30年3月の検針日から平成32年3月の検針日の前  
日まで。ただし、埼玉県消費生活支援センター熊谷については、平成30年3月  
の検針日から平成31年3月31日まで。

### (4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか17施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス  
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は  
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力等に対する  
単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を  
根拠とし、埼玉県が提示する契約電力等及び予定使用電力量に基づき算出した  
供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当  
該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端  
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額  
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税  
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を  
入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者  
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999  
号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立  
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ  
る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に600,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (8) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）との適合性その他において適当と認められた内容の電気需給約款を使用する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 内藤、清水 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成30年1月5日（金）午前9時から平成30年1月11日（木）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成30年1月5日（金）午前9時から平成30年1月11日（木）午後3時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 平成30年1月12日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で平成29年12月11日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年12月 5 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office including other 17 facilities of the premises of the Government Office (estimated kwh: 1,235,259 kwh (lamp demand: 908,209 kwh power demand: 327,050 kwh)).

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, January 11, 2018

By mail: 3:00 pm, January 11, 2018

In person: 3:00 pm, January 11, 2018

(3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government  
3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301  
Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	ひばり薬局 新所沢店	辻齒科医院	ちえ齒科医院
所在地	比企郡川島町畑中四七八―一	所沢市松葉町一六一―二二二F タンデムビル	所沢市小手指町四―二〇―六	所沢市松葉町一―三 メゾンプレール二F
開設者名	医療法人啓仁会	株式会社ケンアプランニング	医療法人真美会	宮本 千恵子
サービスの種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	平成二十七年七月一日	平成二十九年十一月六日	平成二十九年八月一日	平成二十九年八月一日



長瀬  
クリニック

秩父郡長瀬町  
岩田五八七

医療法人  
社団法人  
新会

訪問リハビリ  
テーション

訪問リハビリ  
テーション

平成二十九年  
四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所名称	事業所所在地	事業者所在地	事業所名称	事業所所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業所所在地	
介護老人福祉施設 しょうぶの里	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	ひばり薬局 桜沢店	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
しょうぶの里	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	桜沢薬局	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	居宅介護支援
介護老人福祉施設 しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢 間二八一五―一	久喜市菖蒲町下栢 間二八一五―一	ひばり薬局 桜沢店	ひばり薬局 桜沢店	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	サービスの種類

彩西ケアプラン センター 鳩山		介護老人福祉施設 馬室たんぼ 翔裕園		ゆとり野 デイサービス センター		しょうぶの里 ショートステイ サービス		しょうぶの里 デイサービス センター		しょうぶの里 ホームヘルプ サービス	
事業所 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業所 名称	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地
比企郡鳩山町 泉井 四九五―五	比企郡鳩山町 泉井 四九五―五	鴻巣市上谷 六八七―一	しょうぶの里 デイサービス センター 藤の木	久喜市菖蒲 二九三―二	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一	久喜市下栢間 二八一五―一
比企郡鳩山町 松ヶ丘 四一―四	比企郡鳩山町 松ヶ丘 四一―四	鴻巣市東 一一―二五	ゆとり野 デイサービス センター	久喜市菖蒲町 上大崎七三六	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一	久喜市菖蒲町 下栢間 二八一五―一
居宅介護支援		介護老人福祉施設		通所介護 介護予防通所介護		短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護		通所介護 介護予防通所介護		訪問介護 介護予防訪問介護	

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
本庄市児玉郡医師 会立ケアプラン事業 所	本庄市小島六一八―八	居宅介護支援	平成二十九年 十一月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
埼玉あきみつくクリニック	伊田 明充	川口市上青木三―三―二五	平成二十九年十月一日
グレース家庭医療クリニック	重森 保人	春日部市大倉六一〇―一〇	平成二十九年十月一日
医療法人社団 尽徳会 県西在宅クリニック 久喜駅前	医療法人社団 尽徳会	久喜市久喜東二―三五―五 M&Mビル一階	平成二十九年十一月一日
西本眼科	西本 文俊	三郷市彦成三―一―一七 一〇三	平成二十九年九月二十三日
さくら整形外科	北野 牧子	草加市谷塚上町二三五―一	平成二十九年八月五日
草加グリーンクリニック	田中 一成	草加市金明町六〇四―一 一階	平成二十九年十月一日

前店 薬局 春日部駅	中川薬局 南桜井店	西青木薬局	さくら町薬局	志木駅前歯科・矯正 歯科	加須しみず歯科クリ ニック	吉良歯科医院	草加いすず歯科クリ ニック	しろうま歯科こども 歯科	Ai clinic	豊田脳神経外科ク リニック
株式会社 バーサル	株式会社 ラム	株式会社 本アポック	株式会社 本アポック	大志 医療法人社団	清水 拓	吉良 武憲	鈴木 文章	小倉 峻幸	渡邊 慶史	豊田 富勝
春日部市中央一七七一	春日部市大倉六一〇一 五	川口市西青木二一六 二九	川口市桜町五三三五	新座市東北二一三〇一 一 T A I R A Y A 志木店 三階	加須市北小浜一五四一三	入間市仏子九三七一一二	草加市高砂二一九一 草加丸井七F	八潮市大原四九七一 一 シュヴァルブラン白馬一〇 八	坂戸市緑町四一一	戸田市新曽二一六三一 一
平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 二月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十一月一日

薬局 ウイン調剤 けやき 有限会社 インファーマ	薬局 ウイン調剤 根岸台 有限会社 インファーマ	徳永薬局 北戸田店 徳永薬局株式 会社	マミー薬局 株式会社 木薬局 鈴木	くぼ薬局 株式会社 本アポック 日	かしの木薬局 株式会社 本アポック 日	セントラル薬局 蔵 株式会社 グ リーンエイト	ひまわり薬局 伊奈 町店 有限会社 エ ム・アイ・イ 四―一	なごみ薬局 株式会社 BloomingSoul 二	ひがし薬局 株式会社 本アポック 日
朝霞市仲町二―二―四四 パールウイング―B号室	朝霞市根岸台六―八―三 五 根岸台クリニックビル 一〇二	戸田市新曾二一六三―一 ウインサムコート一階一〇 二号	草加市草加一―四―二	上尾市久保四五七―七四	上尾市中分一―二七―一 八	蔵市中央二―三―一〇	北足立郡伊奈町大針八一	三郷市鷹野三―二六〇― 二	久喜市久喜東二―一七― 二
平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 九月十七日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十月一日





片桐 利孝	小林 孝次	橋爪 新太郎	加藤 智子	露木 茂文	明石 敏雄	山本 祐輝	青島 生人
院 からだ元気治療 三郷八潮店	オリエンタルケ ア治療院	院 ほーむ鍼灸整骨	訪問マツサージ とまり木	文鍼灸マツサー ジ治療院	明石接骨院	上鷺宮接骨院	あおしま整骨院
グリーンパーク三郷四〇二	富士見市鶴瀬東二―四―六	―二 セピアビル―F	日高市鹿山四五五―五 エ ルムハイツ二〇二	和光市新倉一―四―八五― 二三	秩父市相生町六―三	東京都中野区上鷺宮四―五 ―九 ビューキャニオン中 野上鷺宮一階一〇一	吉川市きよみ野二―二五― 一きよみ野ビル一〇一号
平成二十九年 十月一日	平成二十九年 十月三十一日	平成二十九年 十月六日	平成二十九年 十一月八日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 十月二日	平成二十九年 十一月一日	平成二十九年 十月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
なの花薬局 宮代店	開設者	株式会社 サンメディック	株式会社 なの花東日本
セキ薬局 柏座店	名称	チューリップ薬局 柏座店	セキ薬局 柏座店
セキ薬局 戸田公園店	名称	チューリップ薬局 戸田公園店	セキ薬局 戸田公園店
なの花薬局 戸田公園店	開設者	株式会社 サンメディック	株式会社 なの花東日本
セキ薬局 つきのわ店	名称	チューリップ薬局 つきのわ店	セキ薬局 つきのわ店
ひばり薬局 桜沢店	名称	桜沢薬局	ひばり薬局 桜沢店

訪問看護師 ステーション プ	所在地	朝霞市北原二一五一一 八 鈴木第二ビル一 〇号室	朝霞市西弁財一 二一二六 カサデベ ルデー〇六号室
訪問看護師 ステーション すずらん	所在地	所沢市中新井三一二〇 A一〇四	所沢市中新井二一八 七一

二 指定施術機関

高橋 彰宏	氏名	変更事項	変更前	変更後
施術所所在地	施術所名称		柏座みどり整骨院	みどり整骨院
上尾市柏座二一〇一 八 ハイツフォーチュ ン一A				上尾市今泉二二二

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
グレース家庭医療クリニック	春日部市下柳四二〇―一 イオンモール春日部一階	平成二十九年九月三十日
さくら整形外科	草加市谷塚上町二三五―一	平成二十九年八月四日
草加グリーンクリニック	草加市旭町四―七―四 メゾンワイン ディB一〇三	平成二十九年九月三十日
医療法人 壽鶴会 東武中央病院	和光市本町二八―一	平成二十九年九月三十日
吉良歯科医院	入間市仏子八八四―一	平成二十九年七月三十一日
西青木薬局	川口市西青木二―一六―二九	平成二十九年九月三十日
さくら町薬局	川口市桜町五―三―五	平成二十九年九月三十日
有限会社 フジ薬局	春日部市中央一―七―七	平成二十九年九月三十日

株式会社 サカエ薬局	久喜市中央二―七―一七	平成二十九年 九月二十八日
ひがし薬局	久喜市久喜東二―一七―二	平成二十九年 九月三十日
なごみ薬局	三郷市鷹野三―二六〇―二	平成二十九年 九月三十日
かしの木薬局	上尾市中分一―二七―一八	平成二十九年 九月三十日
くぼ薬局	上尾市久保四五七―七四	平成二十九年 九月三十日
マミー薬局	草加市草加一―四―一	平成二十九年 九月十七日
けやき薬局	朝霞市仲町二―二―四四 パールウイ ングー―B号室	平成二十九年 九月三十日
根岸台薬局	朝霞市根岸台六―八―三五 根岸台ク リニックビル 一〇二	平成二十九年 九月三十日
みなみ薬局	所沢市小手指町四―二―五	平成二十九年 九月三十日
有限会社 神田薬局	所沢市寿町二三―二 グレーシアタワ ーズT一〇一	平成二十九年 八月十六日
加治薬局	飯能市笠縫六九―一	平成二十九年 九月三十日
のもと薬局	東松山市下野本一五〇〇―二	平成二十九年 九月三十日
行田薬局	行田市中央九―五	平成二十九年 九月三十日

南羽生薬局	もみの木薬局	いなり町薬局
羽生市南羽生三―七―一二	本庄市早稲田の杜三―一四―六	深谷市稻荷町一―三―一五
平成二十九年 九月三十日	平成二十九年 九月三十日	平成二十九年 九月三十日

二 指定施術機関

和田 雅美	氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
			パンダ接骨鍼灸院	久喜市久喜中央一―一五― 五二	平成二十九年 十月十七日

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場の設置者（管理者）には、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知することが義務付けられていますので、変更後の駐車場においてアイドリング・ストップの周知が図られているか駐車場事業者を確認してください。
- (2) 駐車場の利用が、予定していた収容台数を超える場合、路上駐車等のないよう、新たに駐車場を設けてください。  
また、利用者がイオン新座店から離れた駐車場を利用する場合、店舗周辺で荷物を積み下ろすこと等が予想されるため、路上駐車等のないよう周知徹底してください。

### 二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十八日から平成二十九年十二月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の二の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
平成二十九年十二月十三日午前十時	大川内叔久	埼玉県三郷市幸房三〇九番地 一グレースハイツ一〇〇二号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館 五三一会議室



## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 道路の区域

県道

新倉敷線

新	旧	旧 新 別
<p>和光市新倉一丁目四二二七番一 地先から 同市新倉一丁目四二二五番一 地 先まで</p>	<p>和光市新倉一丁目四二二七番一 地先から 同市新倉一丁目四二二五番一 地 先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五九〇 一三・二二〇</p>	<p>八・五八〇 一〇・八二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>四二・八一</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十八年八月十五日

指令川建セ第二八〇〇一七〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十一月二十二日

川建セ第二九〇〇一九号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大谷二千二百八十三番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四百三十九番地一 福田パレス八号

志村 啓文 志村 裕友実

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成二十九年十二月五日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について